

## 報告要旨

当報告では産業ごとの知識集約度に着目し、国際投資協定が海外直接投資に与える産業単位の効果について実証的に分析した研究を報告する。本研究は国際投資協定が投資財産の知的財産権を保護する規定を含んでいることに着目し、国際投資協定が海外直接投資に与える正の効果は、特許などの知的財産を集約的に用いている産業(知識集約産業と呼ぶ)ほど強くなると仮説を立て、検証を行った。さらに国際投資協定の効果について、産業ごとの異質性だけでなく投資を受ける国ごとの異質性も考慮し、所得水準や知的財産権の保護の強さによって受入国をグループに分け、各グループにおいて結果がどのように変化するか分析した。本研究は米国の対外直接投資をサンプルとして用い、対象期間を 1999 年から 2018 年、対象受入国をアジア諸国や開発途上国を含む 56 ヶ国とした。また推定方法として一般化モーメント法を用いることで、海外直接投資が国際投資協定の締結に影響を与えるという逆の因果性に起因する内生性の問題に対処した。

本研究の主な結果は次の通りである。まず全サンプルを用いた場合、国際投資協定が海外直接投資に与える正の効果は、知識集約産業ほど小さい、あるいは有意ではないという結果を得た。これは本研究の仮説に反する結果である。一方で受入国を所得水準で分けた場合、低所得国のグループにおいて、国際投資協定の正の効果は知識集約産業ほど大きくなることが確認され、また受入国内における知的財産権の保護の強さによってグループ分けした場合では、保護の弱い国において同様の結果が得られた。このような結果が得られたのは、知的財産権の保護がもともと弱い国(多くの場合低所得国)は、保護の強い国と比べて国際投資協定による追加的な保護の恩恵を受ける余地が大きいためであると解釈している。

国際投資協定の産業単位の効果を分析した研究として Colen et al. (2016)が挙げられるが、彼らの研究では、国際投資協定によって誘引されやすい産業の海外直接投資が、受入国の経済全体に対してどのような影響を与えうるか、そのインプリケーションが不明瞭であった。本研究は Alfaro and Charlton (2007)等の研究を参考に、産業の知識集約度に着目することによって、国際投資協定が受入国に対して優れた技術を伝播させ生産性を向上させるような海外直接投資を誘引するかどうか検証しており、したがって本研究は国際投資協定の開発政策としての意義について示唆を与えることができる。